ひと、つながる。墨田区

# 墨田区消費者ニュース

令和５年９月発行　第２０２号

## 消費者センター相談窓口から

### 訪問販売による屋根工事のトラブルが急増しています

### ～不安をあおり、契約を急がせる業者は要注意～

## 【相談事例】

２週間前、突然見知らぬ業者が来て、「近所で工事をしていて、お宅の屋根板がパカパカ浮いていて危険だ。そのうちに雨漏りするので早く修理した方がいい。今なら近所で使用している足場を使い回せるし、資材が余っているので安く工事できる」と言われ、50万円の屋根工事の契約を結んだ。作業は既に終了し、昨日業者が施行後の屋根写真と請求書を持参し、これから代金を支払う予定だ。今日、近所に住む建築関連の仕事をしている人から「お宅が足場を組んでいたので、気になって作業員の様子を観察していた。工事らしいことは何もしていなかった」といい、契約書を見てくれた。すると「金額が相場より高く、本当に必要な工事だったのか疑わしい」と指摘された。工事代金を減額して欲しい。

## 【アドバイス】

訪問販売による屋根工事の契約トラブルが後を絶ちません。突然自宅を訪問した業者が屋根の不具合を指摘し、「修理しないと雨漏りする」、「屋根が風で飛ぶと通行人や隣家に被害が及ぶ」などと不安をあおり、契約を急がせます。業者の言葉を鵜呑みにせず、本当に必要な工事なのか、複数の業者から見積もりを取り、家族や身近な人に相談しましょう。

訪問販売は、契約書が交付されていなかったり、記載事項に不備があったりすれば、クーリング・オフ期間である８日間を過ぎ、工事が終わっていても解約できる可能性があります。

事例では、消費者センターが斡旋に入り、交付された契約書の不備等を指摘し交渉した結果、30万円に減額することで和解しました。



今号のニュース

# フィッシング詐欺に注意！

**フィッシングとは、**通販サイト、銀行、宅配業者など、なりすまして偽サイトに誘導し、個人情報を盗み取る手口です。

犯罪者は、電子メールや SMS(ショートメッセージサービス)を使い「緊急」「至急」などと急がせて URL をクリックさせることで、本物のサイトそっくりなフィッシングサイトへ誘導し、本人確認と称して、消費者に情報を入力させ盗み取ります。

### 偽メールの文例

〇〇銀行からのお知らせ

いつも〇〇銀行をご利用いただきありがとうございます。この度、セキュリティーの向上に伴い、パスワードの変更をお願いします。ご面倒をおかけしますが手続きをお願いいたします。
http://www.***. ***./

### 偽 SMS 文例

お荷物のお届けに上がりましたが、不在のため持ち帰りました。

www.〇〇.com

## ダマされないためのチェックポイント

- **メールを開かない。**
  身に覚えのない SMS は最初から開けない方が安全。
- **リンクをタップしない。**
  詐欺サイトへ誘導されてしまう危険があります。
- **入力しない。**
  個人情報を求められたら、まず詐欺を疑いましょう。

（国民生活センター資料より）

# 悪質商法や詐欺から
# 高齢者を守るためには！

地域の高齢者や離れて暮らす親を意識し、みんなで被害から守りましょう。
周囲の見守りや気づきが大切です！！

＜見守りポイント＞

- 見慣れない工事業者や訪問販売の業者が高齢者世帯に出入りしていないか
- 新しいものや見慣れない商品が増えていないか
- 代金の支払いに困っている様子はないか



高齢者の方も、「おかしいな？」と思ったら、まず誰かに相談しましょう。

## 「高齢者被害特別相談」

墨田区では、高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため「高齢者被害特別相談」を実施します。




◆実施日時
令和５年９月１１日(月)～９月１３日(水)
いずれも午前 9:00～午後 4:30
☎５６０８－１７７３　すみだ消費者センター

# すみだ消費者センターを紹介します

## 消費者相談室

★消費生活に関する疑問やトラブル、苦情について専門の消費生活相談員が消費者の立場に立って問題解決のお手伝いをします。
★相談は、電話または来所にて受け付けております。


（消費者庁イラスト集より）

## 出 前 講 座

★消費者被害の未然防止のために、消費生活に関する専門の相談員がわかりやすくお話します。
★出前講座の申込書は、すみだ消費者センターにあります。詳しくは、センターにお問い合わせください。

## 消費者講座

★消費生活に関して様々な専門家が講義します。事前に区報や消費者ニュース等でお知らせします。

## 情報コーナー

★DVD の貸し出しや消費生活に関する冊子、パンフレットを設置・配布しています。
★毎月一回消費者ニュースを発行しています。

## すみだ消費者センター相談室

すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル ― まずは電話でご相談ください ― 5608-1773

■相談日・・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）
（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）
■相談時間・・午前9時00分～午後4時30分
■所在地・・・・墨田区押上2-12-7　セトル中之郷2階
●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上駅」A3出口徒歩3分
●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分




令和５年９月発行
【編集・発行】すみだ消費者センター（墨田区産業観光部産業振興課）
〒131-0045 墨田区押上 2-12-7　☎5608-1516